

令和 8 年度

新婚生活を応援します！

(結 婚 新 生 活 支 援 事 業)



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

補助金額

夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限60万円**、**それ以外の世帯**は**上限30万円**です。

対象世帯

- ① 令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までに婚姻届けを受理された夫婦が属する世帯
- ② 申請時点で夫婦共に階上町に住所があること
- ③ 婚姻届けを受理された時点で、夫婦共に年齢が39歳以下であること
- ④ 世帯所得が 5 0 0 万円未満であること
- ⑤ 婚姻後継続して、2 年以上階上町に居住すること
- ⑥ ライフデザイン支援講座等を受講すること

●これらのすべてに該当する世帯 ●

※上記以外にも条件がありますので、詳しくは町 H P または下記までお問い合わせください。

対象費用

- | | |
|------|-------------------------|
| 住宅費 | ① 住宅の購入費 |
| | ② 住宅の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料 |
| | ③ 住宅のリフォーム費用 |
| 引越費用 | ④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用 |

申請・問い合わせ先

階上町役場 すこやか健康課 児童グループ TEL:0178-38-1237